

令和8年度 入札参加資格審査（中間年審査）申請要領

男鹿市総務企画部財政課

男鹿市が発注する入札等に参加するためには、入札参加資格審査を経て、入札参加資格者名簿へ登載されることが必要となります。入札（見積り）に参加を希望する方は、次により入札参加資格審査申請書等を提出してください。なお、登録されましても、入札の参加が保証されるものではありません。

1. 資格要件

競争入札等に参加する方の主な資格要件は、次のとおりです。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 代表者（役員及び委任を受けた者を含む）又はその経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (3) 新規申請の場合は本店及び契約権限を委任する場合は委任先営業所等で、申請日において2年以上同一の事業（業務）を営んでいること。
- (4) 市税等に滞納及び未申告がなく（ただし、申告義務がないものを除く）、経営状況が著しく不健全でないこと。
- (5) 「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等」に申請を希望する業者は、秋田県における入札参加資格審査に登録の上、秋田県電子入札システムにそれぞれの業務の利用者登録をしていること。

2. 受付対象

秋田県内に本社（本店）、または委任先となる支店、営業所を有する事業者

3. 業 種

- (1) 建設工事
- (2) 測量・建設コンサルタント等
- (3) 物品調達・役務の提供（不動産鑑定業務を含む、林務は市内業者のみ対象）

4. 受付期間

令和8年1月7日（水）から令和8年2月6日（金）（当日消印有効）

※受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

5. 提出書類

- (1) 申請書類：「入札参加資格審査申請書様式（市様式）」又は「標準様式」のとおり
※「提出書類チェック表」を確認のうえ提出してください。
- (2) 紹込み方：A4フラットファイル（紙製でとじ具が金属以外のもの）に綴じ、背表紙に会社名を明記してください。
「物品調達・役務の提供」は、申請書類をクリップ止めし、クリアファイルに入れて提出してください。

(3) ファイルの色指定

- ピンク：市内の建設工事登録申請者（本社又は委任先となる営業所が男鹿市内）
- ブルー：市外の建設工事登録申請者（本社又は委任先となる営業所が男鹿市外）
- イエロー：測量・建設コンサルタント等登録申請者

6. 提出方法

持参又は郵送等

※郵送で受理票が必要な場合は、返信封筒等（宛名明記、切手貼付）を同封してください。

7. 有効期間

令和8年4月1日から令和9年度の有資格者名簿が整備されるときまで

※ただし、有効期間中に適格でないと認められた場合は、資格が無効となる場合があります。

8. 申請書記載事項の変更

申請書提出後に、次の事項について変更があった場合は速やかに「入札参加資格審査申請書変更届」を提出してください。

- (1) 商号・名称・住所・電話番号・FAX番号
- (2) 代表者職名、代表者氏名
- (3) 契約締結権限者等の氏名及び使用印鑑（委任者・受任者を含む）
- (4) その他申請内容に係る変更事項

9. 申請書提出場所（問い合わせ先）

男鹿市役所 総務企画部 財政課 入札・契約担当

〒010-0595 秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66 番地1

TEL : 0185-24-9130 FAX : 0185-23-2424

10. 資格審査の結果

男鹿市内に本社又は委任先となる営業所を有する事業者のみ、資格審査後に通知しますので、資格審査結果通知用封筒（長形3号）に宛名を明記し、110円切手を貼付のうえ添付して下さい。

★注意★

男鹿市内に委任先となる営業所を有する事業者【準市内業者】として申請する場合

『男鹿市市内業者及び準市内業者の認定基準』の要件を確認して申請をしてください。

① 男鹿市内において法人に係る市税の納税義務を有していること。

本市の税務課に対し『法人設立・設置届出書』を提出されていることが必要となります。

② 本社の代表者から支店又は営業所等の代表者に対して、入札及び見積に関する権限、契約の締結及び履行に関する権限、入札保証金及び契約保証金の納付・受領に関する権限、代金の請求及び受領に関する権限並びに代理人を選任する権限を委任していること。

③ 委任する営業所等については、業務に必要な自社社員を常勤で配置（派遣社員・契約社員等の配置は認められません）し、社名掲示、電話、机等什器備品を備えており、実質的に営業所等として機能していること。

転送電話等を設置するのみで人員の配置が認められない場合は、営業所等として登録することはできません。

本市では、営業所等の実態を把握するため、次の書類を提出していただきます。

(1) 営業所等の職員名簿

(2) 営業所等の写真（建物の全景・事務所の内部・事務所の看板）

なお、上記の提出書類で営業所等の実態を確認できない場合は、電気料金、水道料金、ガス料金等の使用状況が確認できるもの、また、社会保険料納付状況等の追加書類の提出を求める場合があります。

※市内事業所等の実態調査について

本市では、市内に営業所等を有する業者のうち、一定条件を満たす者を「準市内業者」として取り扱いますが、「準市内業者」としての要件を満たしているかどうかについて、その実態を把握することが困難である業者に対して実態調査を行う場合があります。

実態調査は、財政課管財班の職員が、事業所を訪問又は関係書類の持参によるヒアリングを行いますので、ご協力をお願いいたします。

本調査において、当市の調査の妨害や、調査の結果「準市内業者」としての要件を満たしていないことが判明した場合には、「市内業者」としての認定の取り消しを行います。また、入札参加資格審査申請書への虚偽記載と判断された場合には、入札参加資格そのものの認定を取り消すこととなりますので十分にご注意ください。